

新型コロナウイルス関連情報（10月30日）

【州政府等による措置等のポイント】

（注）各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

（NY州）クオモ知事等のメッセージ（10月26日～10月30日）

・10月28日、州内の地方政府が学校でのマスク着用を義務化できるようにすることを発表。

<https://www.governor.ny.gov/news/audio-rush-transcript-governor-cuomo-updates-new-yorkers-states-progress-during-covid-19-15>

・10月28日、オレンジ郡のクラスター内でレッドゾーンに指定された地域における感染率が改善しオレンジゾーンへと移行することを発表。

※最新のゾーンについては次のウェブサイトでご確認になれます：<https://forward.ny.gov/>

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-orange-county-micro-cluster-focus-area-meets-metrics-exit-red-zone>

・10月27日、ポートオーソリティーは、11月2日（月）から、施設内でマスクを着用しなかった者に対して50ドルの罰金を科すことを発表。

※対象となる施設の一部は次のとおりです：Airport Terminals, PATH Stations and Trains, AirTrain Stations and Trains, Midtown Bus Terminal, GWB Bus Station, Oculus

<https://www.panynj.gov/port-authority/en/press-room/press-release-archives/2020-press-releases/port-authority-to-impose-fine-for-failure-to-wear-mask-or-face-c.html>

・10月26日、記者会見において、日本をはじめとして他国が感染拡大をコントロールしていることに言及し、米国においても感染をコントロールすることの重要性を主張。

※日本をはじめ他国に関する言及は次の動画の17分48秒頃からご確認になれます。

https://www.youtube.com/watch?v=RtPQ1_96liQ&feature=youtu.be

（NY市）デブラシオ市長のメッセージ（10月26日～10月30日）

・10月28日、店舗が歩道などで商品を陳列することを許可する「Open Storefronts Program」を発表。本10月30日（金）から12月31日まで実施。

<https://www1.nyc.gov/office-of-the-mayor/news/742-20/recovery-agenda-mayor-de-blasio-open-storefronts-program>

（NJ州）マーフィー知事のメッセージ（10月26日～10月30日）

・10月30日、1日の新規感染者数は2089人であり、2000人を超えたのは5月以来のこと。感染防止の取り組みに努めるよう呼びかけ。

・ 10月30日、DE州及びRI州と合同でウイルス検査のガイダンスを発表。

<https://nj.gov/governor/news/news/562020/approved/20201030b.shtml>

・ 10月28日、公的機関及び民間企業双方の職場において、6フィート以上の間隔を保つ、マスクの着用等、感染拡大防止の処置を取ることを求める行政命令を発出（11月5日（木）から発効）。詳細は以下のサイトをご確認ください。

<https://nj.gov/governor/news/news/562020/approved/20201028a.shtml>

（PA州）ウォルフ知事のメッセージ（10月26日～10月30日）

・ 10月30日、感染が拡大する他州から州内へ移動する者に対して14日間の隔離を求める勧告（Travel Recommendations）について、対象州にコロラド、ルイジアナ、ミシガン、ニューメキシコ、ロードアイランド、テキサス各州が追加された（削除された州は無し）。同日現在の対象州は以下の31州。

対象州：アラバマ、アラスカ、アーカンソー、コロラド、フロリダ、アイダホ、イリノイ、インディアナ、アイオワ、カンザス、ケンタッキー、ルイジアナ、ミシガン、ミネソタ、ミシシッピ、ミズーリ、モンタナ、ネブラスカ、ネバダ、ニューメキシコ、ノースカロライナ、ノースダコタ、オクラホマ、ロードアイランド、サウスカロライナ、サウスダコタ、テネシー、テキサス、ユタ、ウィスコンシン、ワイオミング各州

<https://www.health.pa.gov/topics/disease/coronavirus/Pages/Travelers.aspx>

・ 10月29日、11月3日（火）の選挙において投票所での投票を考えている有権者に対し、新型コロナウイルスへの感染リスクをできる限り減らすため、マスク等の着用やソーシャル・ディスタンスの実施を呼びかけ。ただし、マスク等を着用していない場合でも、投票所への入場は拒否されないとのこと。

<https://www.media.pa.gov/pages/health-details.aspx?newsid=1102>

・ 10月26日、10月11日～17日に実施した新型コロナウイルス感染者に関する接触者追跡（Contact tracing）において、全体の約7割で十分な回答が得られなかったとして、接触者追跡に関する連絡があった場合に協力してほしい旨発表。また、新規感染者数の急増が続いており、一人ひとりがマスク等の着用、手洗いやソーシャル・ディスタンスの徹底、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COVID Alert PA」のインストール等を行うよう呼びかけ。なお、アプリは37万5千回ダウンロードされている。

<https://www.media.pa.gov/pages/health-details.aspx?newsid=1096>

（DE州）カーニー知事のメッセージ（10月26日～10月30日）

・ 10月30日、州の非常事態宣言を30日間延長する旨発表。

<https://news.delaware.gov/2020/10/30/governor-carney-formally-extends-state-of-emergency-5/>

・ 10月30日、NJ州及びRI州と合同でウイルス検査のガイダンスを発表。

<https://news.delaware.gov/2020/10/30/delaware-new-jersey-and-rhode-island-announce-coordination-on-covid-19-testing-guidance/>

(WV州) ジャスティス知事のメッセージ (10月26日~10月30日)

・10月28日、州内の地方政府が COVID-19 の情報を収集するためのプログラムに財政援助を実施することを発表。

<https://governor.wv.gov/News/press-releases/2020/Pages/Gov.-Justice-renews-offer-to-assist-counties-with-processing-of-COVID-19-case-data.aspx>

(米領バージン諸島) ブライアン知事のメッセージ (10月26日~10月30日)

・ハロウィン・パーティの開催やホリデー・シーズンの集まり等は新型コロナウイルスへの感染リスクが高いため、手洗い等の感染防止策を欠かさず行ってほしい旨を発表。

<https://www.vi.gov/administration-urges-continued-covid-cautions-social-distancing-for-upcoming-holiday-season/>

【フィラデルフィアにおける抗議活動について】

ウォルター・ウォレス・ジュニア氏が警察官により射殺された事件に関し、本30日朝、州兵がフィラデルフィアに到着し対応にあたっています。

また、フィラデルフィアにおいては、本30日午後9時から明31日午前6時まで外出禁止令が発出されました。

【ニューヨーク市における道路の通行止めについて】

30日18時30分現在、29日に発生したクレーン車からの落下物による影響で、ニューヨーク市マンハッタン地区の以下の区間の道路が通行止めとなっているのでご注意ください。

West 57th Street is closed in both directions between 5th Avenue and 7th Avenue as well as 6th Avenue between West 56th and West 58th Streets in Manhattan

【感染者数等に関する情報】

10月30日現在、当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のとおりです。各州の地域別感染者数等については各リンク先をご参照ください。

・ニューヨーク州：感染者数 505,431名 死者数 25,804名
ニューヨーク市：感染者数 262,510名 死者数 16,017名

<https://covid19tracker.health.ny.gov/views/NYS-COVID19-Tracker/NYSDOHCOVID-19Tracker-Map?%3Aembed=yes&%3Atoolbar=no&%3Atabs=n>

・ニュージャージー州：感染者数 236,523名 死者数 14,546名

https://www.nj.gov/health/cd/topics/covid2019_dashboard.shtml

・ペンシルベニア州：感染者数 205,517名 死者数 8,784名

<https://www.health.pa.gov/topics/disease/coronavirus/Pages/Pennsylvania%20Data.aspx>

- ・ デラウェア州：感染者数 24,751名 死者数 704名
<https://coronavirus.delaware.gov/>
- ・ ウェストバージニア州：感染者数 23,990名 死者数 451名
<https://dhhr.wv.gov/COVID-19/Pages/default.aspx>
- ・ コネチカット州フェアフィールド郡：感染者数 24,155名 死者数 1,436名
<https://portal.ct.gov/Coronavirus/COVID-19-Data-Tracker>
- ・ プエルトリコ：感染者数 65,743名 死者数 820名
<http://www.salud.gov.pr/pages/coronavirus.aspx>
- ・ バージン諸島：感染者数 1,362名 死者数 21名
https://www.covid19usvi.com/?utm_source=doh&utm_medium=web&utm_campaign=covid19usvi

【ビジネス関連情報】

・ 各州等のビジネス関連情報は以下をご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/covid19-sb.html>

・ 当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

ご不明な点ありましたら当館までご連絡をいただきますようお願いします。（電話：212-371-8222）

【領事窓口業務日の追加のお知らせ】

◎ ニューヨーク市の経済活動再開の状況を踏まえ、在ニューヨーク日本国総領事館では、10月12日（月）の週から、領事窓口の業務日に木曜日を追加して、以下のとおり、これまでの「週4日」から、「週5日」に変更しました。

◎ 当館では新型コロナウイルスの影響下においても、在留邦人の皆様に可能な限り安全に領事業務を継続的に御利用いただけるよう、ニューヨーク州及び市当局のガイドライン等を踏まえ、待合室内の過密化防止の観点から予約制をとっておりますのでご注意ください。

◎ 限られた人員での対応となりますので、急を要しない案件については、後日、状況が落ち着いてからご来館をいただきますよう、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

1 領事窓口の業務日

月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日（除、休館日）

2 受付時間

09:30 - 13:00（ビザ申請受付：12:00-13:00、ビザ交付：9:30-12:00）

3 ご来館にあたり事前予約を必要とする領事業務

パスポートの申請、戸籍・国籍関係の届出、在留証明等の各種証明の申請、ビザの申請。

なお、（申請後の）パスポートの受け取り、ビザの受け取り、在留届のご提出、在外選挙人名簿への登録申請等につきましては予約の必要はありませんので上述の窓口時間に来館可能です。

4 予約方法・予約専用電話番号

以下の予約専用電話番号にお電話の上、予約をお願いします。なお、予約は一元的かつリアルタイムに受け付ける必要があることから、予約専用電話のみにて対応させていただきます。

予約専用電話番号：

パスポート、証明、戸籍・国籍関係 (212) 371-8222 内線486

ビザ関係 (212) 371-8222 内線492

（注：代表電話につながり次第、（日本語案内の1を押さずに）内線486又は492を押してください。）

予約受付時間： 月曜日～金曜日の09：30～16：00（除、休館日）

5 予約受付時間

月曜日～金曜日の09：30～16：00（除、休館日）

予約専用電話は、できるだけ多くのお電話に対応できるようにするため、各手続きの詳細についてのご案内はできかねますので、あらかじめご理解をお願いいたします。

現在、予約については限られた窓口業務時間内での対応となるため2週間先の予約まで埋まる傾向にあります。このため予約をされる際には余裕を持った申し込みをお願いいたします（予約は5週間分の予約を受け付けております）。お急ぎの事情がある場合には予約の際にご説明ください。

なお、予約受付については午前中にお電話が集中し、午後は比較的少ない傾向にあります。また、予約電話で対応中は、お電話をいただいても呼び出し音が鳴り続ける状態となるため、このような場合には時間を改めておかけ直しいただきますようお願いいたします。

6 補足

（1）急を要しない案件（パスポートの有効期間が6か月以上残っている方の切替申請など）については、状況が落ち着いてからご来館をいただきますようお願いします。

（2）窓口で使用する筆記具について、可能な限りご自身の筆記具（黒色ボールペン）をご持参いただきますようお願いします。

（3）ご来館の際にはマスク着用をお願いするとともに、ご来館時に当館ビル1階において検温を実施しております。万が一体調が悪い場合にはご来館をお控えください。

【医療関係情報】

・ CDC はホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱、咳、息切れ」を挙げています。これらの症状があり、感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で、医療機関の指示に従って受診してください（特定の医療機関がない場合には地元保健当局等（NY市の場合は311）に電話してください）。

CDC ホームページ：<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

・ 新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

・ ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート（発症した場合等の対応が日本語で記載されています）。

<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet-jp.pdf>

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。）。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしく願いいたします。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLをご参照ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

[299 Park Avenue](https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html), 18th Floor, New York, NY 10171

[TEL:\(212\)-371-8222](tel:+12123718222)

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>
